

【お知らせ】
**東北地方太平洋沿岸地域におけるラムサール条約湿地潜在候補地の
資質検討会の結果について**

環境省では、平成22年9月に公表したラムサール条約湿地潜在候補地について、東日本大震災後の候補地としての資質を確認することを目的に、資質検討会を開催したので、その結果についてお知らせいたします。

<日時>平成24年11月28日（水）14:00～16:00

<場所>砂防会館別館立山

<議事次第>

1. 開会
2. 議事
 - (1) 本検討会の進め方について
 - (2) 東北地方太平洋沿岸地域の震災前後の変化について
 - ① 「東日本大震災で被災した湿地の現況 - 水鳥類への影響を中心に - 」
(日本雁を保護する会 平泉秀樹)
 - ② その他
 - (3) 東北地方太平洋沿岸地域におけるラムサール条約湿地潜在候補地の
東日本大震災後の資質の評価について
3. 閉会

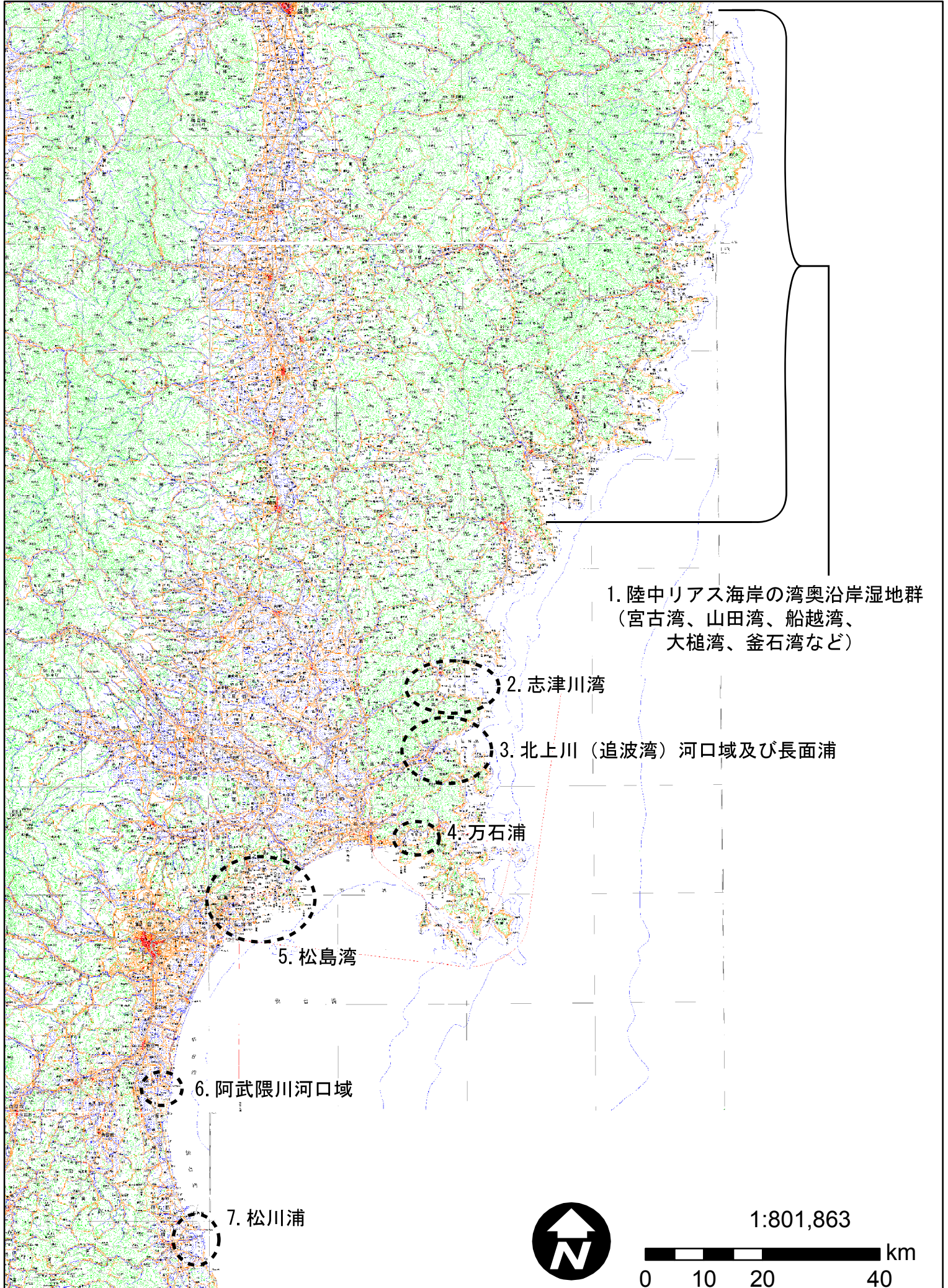
<検討委員>

(50音順、敬称略)

| 氏名 | 所属先等 | 専門 |
|-------|-------------------------------------|-------------|
| 大原 昌宏 | 北海道大学総合博物館 教授 | 昆虫 |
| 呉地 正行 | 日本雁を保護する会 会長 | 鳥類 |
| 小林 聡史 | 釧路公立大学経済学部 教授 | 自然保護 |
| 新庄 久志 | 釧路国際ウェットランドセンター 主任技術委員 | 湿地全般・ワイズユース |
| 鈴木 孝男 | 東北大学生命科学研究科 助教 | 底生生物 |
| 田中 次郎 | 東京海洋大学海洋科学部海洋環境学科 教授 | 藻場 |
| 辻井 達一 | 財団法人 北海道環境財団 理事長 | 湿地植生 |
| 仲岡 雅裕 | 北海道大学北方生物圏フィールド科学センター 厚岸臨海実験所 教授 | アマモ場 |

検討結果は別紙のとおり。

ラムサール条約湿地潜在候補地位置図



東北地方太平洋沿岸地域におけるラムサール条約湿地潜在候補地の資質検討会
検討結果

- 本検討会にて検討対象とした7ヶ所のラムサール条約湿地潜在候補地は、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震（以下、「今回の地震」という。）を由来とする津波や地盤沈下により大きく攪乱された。しかしながら、当地域は地震の多発地帯であり、これまで幾度となく津波や地盤沈下による攪乱があった上で成立していた自然であることを考慮し、資質の評価は長期的に行う必要がある。
- 大きく攪乱された現在の状態であっても、全ての候補地において震災前に満たしていると考えられた（各候補地の個別の状況については「東北地方太平洋沿岸地域のラムサール条約湿地潜在候補地の資質検討結果一覧」及び「既存調査結果等から見たラムサール条約湿地潜在候補地の震災前後の状況」を参照）。
- 今回検討した7ヶ所の候補地において基準を満たしていた項目の要素のうち、アマモ、昆虫類、干潟、砂浜（砂州）については特に甚大な攪乱があった。
- アマモ場については、生育地である砂地の浅海底が津波により大きく攪乱されたことにより、その多くが失われた。実生や栄養株が確認されており、回復の兆候が見られているが、アマモ場が元のような規模に再生するためには長い期間必要であると考えられることから、今回の地震後5年程度は経過をモニタリングし、その上で候補地としての資質改めて評価する必要がある。
- 昆虫類については、今回の地震以前から生息基盤が小さくなっており、種によっては生息地が局限される状態となっていた。また、移動能力も限られていることから、津波による生息環境の攪乱が個体群の存続に大きく影響した可能性がある。昆虫類については、今回の地震後3年程度は生息状況等をモニタリングし、その上で候補地としての資質を改めて評価する必要がある。
- 干潟及び砂浜については、津波による砂泥の流出及び地盤沈下の影響を強く受け、その面積が大きく減少した。また、底生生物も砂泥とともに流出し、生息地の底質環境も改変された。震災後は、僅かに残された干潟・砂浜が、底生生物や海浜性の生物等の避難場所となっている。この避難場所は、今後、干潟・砂浜が再び形成された際の、生物の供給源として機能する場所であり、この存在が全体としての生物多様性の回復の可能性を高めると考えられる。干潟及び砂浜の面積の変動や底生生物が世代交代に費やす期間等を考慮し、今回の地震後10年程度は経過をモニタリングし、その上で候補地としての資質を改めて評価する必要がある。

- 東北地方太平洋沿岸地域の自然環境は今回の地震による攪乱後、現在も依然として変化を続けている状況であることから、今回の検討において基準を満たしていると判断された項目や震災前に満たしていた基準とは直接的な関連が薄い項目についても、継続的にモニタリングし、環境がある程度安定した時点で再評価する必要がある。
- 今回の地震の後の自然環境の変化状況は、大きな攪乱があった現代の貴重な情報であり、継続的な調査・モニタリングをした上で、後世へ残す必要がある。本検討会で取りまとめた 7 つの候補地の情報はそのモデルとして自然環境の客観的な評価を試行したものとして位置づけられる。
- 各委員からの意見を踏まえ、環境省としては、今後、7ヶ所の候補地について、自然環境の状況の変化に応じて長期的な情報収集に努める。環境がある程度安定した時点で、ラムサール条約湿地の資質を再評価した上で、地域の理解が得られれば、登録に向けた検討を進めていく。また、7ヶ所の候補地以外についても、今回の地震により状況が変化し、新たに希少種が確認されるなど資質が向上している場所が生じている可能性があることから、これについても今後情報収集を行っていく。国際的な基準を満たす湿地があるということが地域の保全活動の助力となるよう、情報発信に努めていく。以上のことで検討会の了解を得た。

[● : 基準を満たしていると考えられる項目 ○ : 現時点で資質を判断できず、引き続きモニタリングが必要な項目 ☆ : 新たに評価を検討すべき項目]

| 湿地番号 | 湿地名 | 都道府県市町村 | 基準 1 | | | | 基準 2 | | | | 基準 3 | | | | 選定基準及び東北地方太平洋沖地震後の状況 (2012年12月時点) | 新たに評価を検討すべき項目等 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-----|---------|------|----|----|------|------|-----------|-----|----|------|------|----|-----|--------------------------------------|----------------|----|-----|----|----|----|---------|--------|----|-----|------|------|------|------|------|--|------|
| | | | 湿原 | 河川 | 湖沼 | 地下水系 | 塩性湿地 | マンングロープ湿地 | 河口域 | 干潟 | 藻場 | サンゴ礁 | 鳥類 | 両生類 | | | 魚類 | 昆虫類 | 植物 | 海藻 | 海草 | マンングロープ | 両生・爬虫類 | 魚類 | 昆虫類 | 底生生物 | 基準 4 | 基準 5 | 基準 6 | 基準 7 | 基準 8 | 基準 9 |
| 7 | 松川浦 | 福島県相馬市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | <p>■基準 1 <生物地理区(北東本州)代表する干潟> ・面積は減少したが、干出する状態である。 ⇒○ : 現時点で資質を判断できず、引き続きモニタリングが必要な項目</p> <p>■基準 2 <ヒメイトトンボの生息地> ・震災以降、ヒメイトトンボの生息は確認されていない。生き残っている個体がいれば、生息地として再生する可能性はある。 ⇒○ : 現時点で資質を判断できず、引き続きモニタリングが必要な項目</p> <p>■基準 3 <仙台湾沿岸域では最も底生生物の種の多様性が高い。貝類では、カワアイ、ヨシダカワザンショウなどの他、未記載種のマツカワウラカワザンショウが多産する。他では少なくなった、ツバサゴカイ(多毛類)、ユムシ(ユムシ類)、スジホシムシが生息する。> ・底生生物の多様性が残されており、カワアイ、マツカワウラカワザンショウ、フトヘナタリが確認されている。 ・震災後も底生生物の多様性が残されていることから、他地域への幼生の供給源となりうる保全重要性の高い地域であると言える。 ⇒● : 基準を満たしていると考えられる項目</p> | |

我が国におけるラムサール条約湿地の要件

- ① 国際的に重要な湿地であること。
(=ラムサール条約で示された基準に該当していること)
- ② 国の法律（自然公園法、鳥獣保護法など）により、将来にわたり自然環境の保全が図られていること。
- ③ 地元自治体等から登録への賛意がえられていること。

国際的に重要な湿地を指定するための9つの基準

基準 1. 各生物地理区（世界の生物相を大まかに分ける地図）内で、代表的、希少又は固有な湿地タイプを含む湿地

基準 2. 国際的に絶滅のおそれのある種又は生態学的群集の生存にとって重要だと考えられる湿地

基準 3. 各生物地理区の生物多様性を維持するのに重要と考えられる湿地

基準 4. 生活環の重要な段階を支える上で重要な湿地

基準 5. 定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地

基準 6. 水鳥の種又は亜種の個体数の1%以上を定期的に支える湿地

水鳥の
特別基準

基準 7. 固有な魚類の亜種、種又は科の相当な割合を支える湿地

魚類の
特別基準

基準 8. 魚類の重要な餌場であり、又は産卵場、稚魚の育成場である湿地

基準 9. 鳥類以外の湿地に依存する動物の種又は亜種の個体数の1%以上を定期的に支える湿地

※基準9は第9回締約国会議にて追加された